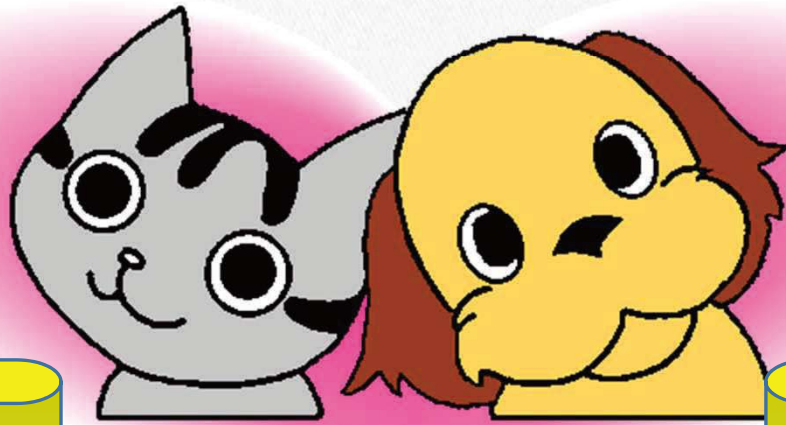


# ペットの正しい飼い方 知っていますか？



山梨県の動物愛護スローガン

みんなであつくり

動物と共に生きる心の絆

きずな

山梨県では、広く動物愛護の理解が深まるよう、動物愛護のスローガンを募集し、決定しました。

このスローガンには、動物は人と共に生きるパートナーであり、人にとって心のより所になるという思いが込められています。

このスローガンの実現には、飼い主が責任をもって、動物の健康と安全を守る必要があり、周囲の方もそれを理解する必要があります。

既に動物を飼っている人も、飼いたいと思っている人も、もう一度、動物との関係を見つめ直してみませんか。

山梨県

# 動物との絆を作るための大切なこと



## 1. 登録・ワクチン（犬）

- 犬を飼い始めたら、お住まいの市町村に登録を行いましょう
- 狂犬病ワクチンの接種を毎年実施しましょう

## 2. 所有者明示

- 動物が迷子になっても飼い主がわかるようにマイクロチップや鑑札、迷子札等を装着し、マイクロチップは必ず登録をしましょう

## 3. 不妊・去勢手術

- 飼っている動物が増えすぎて管理できなくならないように、不妊・去勢手術を徹底しましょう

## 4. 適切な住まい環境とエサ

- 動物の種類にふさわしい飼育環境を整えましょう
- 種類や体格に応じた、適切なエサを与えましょう
- 人の食べ物を与えてはいけません

## 5. 周辺環境への配慮・迷惑防止

- 動物による鳴き声や臭い、排泄物など、日頃から周囲への配慮を心掛け、ルールやマナーを守って飼いましょう



## 6. 病気の知識と予防

- 動物がかかる病気や感染症について正しい知識を持ち、毎日よく観察して、その予防に注意を払いましょう
- 異常を見つけたら、すぐに獣医師に相談しましょう

## 7. 災害への備え

- 災害時に動物と一緒に避難できるよう、備蓄の準備、避難訓練、日常のしつけを行い、万が一に備えましょう

どんなことをすればよいのかな？  
内側のページで具体的に見ていこう！

## 8. 終生飼養

- 動物を飼い始めたら、その動物が命を終えるまで飼い続けましょう
- 自分の万が一に備え、その後に動物の世話をしてくれる人を決めておきましょう



## 1. 登録・ワクチン



鑑札



注射済票



### ○犬の登録

- ・犬の所有者は、犬を飼育している所在地を管轄する市町村に犬の登録をすることが義務付けられています。
- ・犬を新たに飼い始めた時には、お住まいの市町村に登録をしてください。
- ・登録を行うと、鑑札が交付されますので、登録した犬の首輪などに装着してください。

### ○狂犬病ワクチン

- ・飼育している犬へ、毎年1回の狂犬病ワクチンの接種が法律で義務付けられています。
- ・かかりつけの動物病院または市町村が実施する集合注射で接種してください。
- ・接種すると注射済票が交付されますので、犬の首輪などに装着してください。



## 2. 所有者明示

- ・普段、室内で飼っている場合でも、突然の災害や脱走に備えて、日頃から動物にマイクロチップや鑑札（犬）、迷子札等を装着しましょう。
- ・マイクロチップを装着しただけでは、データベースへ飼い主情報の登録は行われません。装着の後や住所を変更した場合には必ず登録手続きをおこなってください。



迷子札



マイクロチップ



マイクロチップリーダー



## 3. 不妊・去勢手術

- ・飼っている犬や猫が無秩序に繁殖してしまうと、管理できないほどに増えてしまうので、不妊・去勢手術を徹底しましょう。

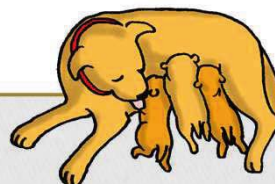
### ※不妊・去勢のメリット

発情することがなくなり、落ち着いたおだやかな性格になります。また、動物の病気には、繁殖行動や性ホルモンに関係しているものもありますが、手術により軽減され、より病気になるリスクが下がります。

### ※不妊・去勢後の注意事項

必要カロリーが少なくなり、手術前と同じ食餌量・運動量では太ってしまうため、体格に見合う適切な量に管理することが必要です。

※市町村によっては補助制度がある場合もあります。



## 4. 適切な住まい環境とエサ



### ○快適な住まい環境

- 動物の種類によって快適な住まい環境や必要な栄養は違います。
- 動物は、自分で衣類を着たり、空調を使って体温を調整することはできません。種類に応じて、適切な気温、湿度その他必要な飼養条件を整えましょう。
- 動物の体格に合わせた広さ、特性に応じた高さや休憩スペースを用意しましょう。

### ○適切なエサ

- 人が普通に食べている物の中には動物によっては中毒を起こす物があります。
- 動物の種類や健康状態に応じて、必要な栄養素、栄養バランスの適切なエサを適切な回数与えましょう。
- ペット用のおやつも与えすぎると、栄養バランスが崩れるおそれがあるので 与えすぎに注意しましょう。



## 5. 周辺環境への配慮・迷惑防止

- 自らが管理できる数の範囲で飼育し、動物の生活環境が清潔に保てるように清掃を行いましょう。たくさんの動物を飼育し、管理しきれないと、鳴き声や臭い、糞尿の被害など、周辺の生活環境を損ない、近隣住民の迷惑につながります。
- 動物は屋内で飼育するか、屋外で飼育する場合は必ず係留するか、強固なおりや囲いの中で飼育するようにしてください。

(※係留：丈夫な綱、鎖等で固定的な工作物につなぐこと)

- 犬を係留せず、屋外で自由に動ける状態にすると、犬が事故にあったり、近隣住民に噛みついてしまうなどのトラブルにつながります。

(山梨県と甲府市では条例により、犬を係留または檻や囲いの中で飼育することが義務付けられています。)



## 6. 病気の知識と予防

- 動物の種類、年齢、健康状態によってかかりやすい病気や感染症は異なります。
- 飼育している動物がどんな病気にかかりやすいのか、どうすれば予防できるのかなど、正しい知識を持ち、飼育している動物が健康に過ごせるように注意を払いましょう。
- かかりつけの動物病院に相談して、ワクチン接種、寄生虫（フィラリアなど）の駆虫・予防、定期検診などを行いましょう。



## 7. 災害への備え

- 災害時に動物と一緒に避難（同行避難）できるよう、備蓄の準備、避難訓練、日常のしつけを行い、万が一に備えましょう。
- 災害時の同行避難は、動物が取り残されて迷子になった後の事故や後日飼い主が迎えに行った際の二次被災の防止につながります。

～～災害時に備えて用意しておく代表的なもの～～

- |                |                  |           |
|----------------|------------------|-----------|
| • 療法食、薬        | • 飼い主の連絡先        | • 動物の写真   |
| • フード、水（5日分以上） | • ペットシーツなどトイレ用品  | • 食器      |
| • 予備の首輪、リード    | • ワクチン接種状況のわかる書類 | • タオル、ブラシ |
| • キャリーバック、ケージ  | • 既往症や健康状態のわかる書類 | • おもちゃ    |
| • ガムテープ        |                  |           |



## 8. 終生飼養

- 人に飼われていた動物は飼い主の管理なしに生きていくことが困難です。
- 動物を飼い始めたら、その動物が命を終えるまで責任をもって飼い続けましょう。
- 自分の万が一に備え、動物の世話をしてくれる人を決めることも大切です。

### 飼う前によく考えて！

#### 動物を飼える環境ですか？

- 住居が賃貸の場合や生活環境によっては、動物を飼えない場合もあります。自分の生活環境をよく確認しましょう。

#### 動物の最期をみとるまで毎日お世話ができますか？

- 動物の世話にお休みはありません。
- 動物の種類によって寿命は違います。
- 就職、引っ越し、結婚、子育て、病気などでライフスタイルが変わっても世話が続けられるかよく考えましょう。



#### 動物を飼う体力や飼い続けるお金はありますか？

- 動物の種類によっては、たくさんの運動が必要な場合があります。
- 動物も病気やケガをして治療が必要になったり、高齢で介護が必要になることがあります。
- 予想以上に治療費がかかっても払えるか、介護が長期化しても世話が続けられるかよく考えましょう。

一時の「かわいい」「欲しい」の感情だけで飼い始めると、人も動物も不幸になってしまいます。

## 動物の遺棄、虐待は犯罪になります！！

動物が言うことをきいてくれない、世が大変になって飼えなくなった、たくさん生まれてしまったからといって、動物にこんなことをしてしまっていないか？これらの行為は虐待や遺棄に該当し、罰則があります。

積極的（意図的）虐待	ネグレクト（飼育放棄）
やってはいけない行為を行う、行わせる	やらなければならない行為をやらない
<ul style="list-style-type: none"><li>• 殴る、蹴る、熱湯をかける、暴力を加える、酷使する など</li><li>• 身体に外傷が生じる恐れのある行為だけでなく、心理的抑圧、恐怖を与える行為も含む</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 健康管理をしないで放置する</li><li>• 病気やケガなのに治療を受けさせないで放置する</li><li>• 世話をしないで放置する など</li></ul>



### 遺棄

#### 置き去りにより動物を危険にさらす

- 置き去りにより飢えや事故、災害、野生動物に襲われるなどによる生命、身体に危険に直面するおそれがある状況に置くこと

## こんなときはどうする!?

### 飼っている動物がいなくなった!

いなくなった場所を探しましょう。また、次の機関に保護されたり情報が寄せられていることがあるので、すぐに連絡をしてください。

- お住まいの地域を管轄する保健所
- お住まいの市町村、近隣の市町村
- お住まいの地域を管轄する警察署：落とし物として届けられている場合があります。
- 動物愛護指導センター：怪我をしている場合に、運び込まれている場合があります。

### 飼い主の分からない動物を保護した!

飼い主からの情報が寄せられていることがあるので、次の機関に連絡してください。

- 動物を保護した地域を管轄する保健所
- 動物を保護した地区の市町村
- 保護した場所を管轄する警察署



### 飼っている犬が人にけがをさせてしまった!

すぐに次のことをして下さい。

- 犬が放れている場合、すぐに捕まえる。
- けが人の手当てをして、医療機関を受診させる。
- 事故発生場所の地域を管轄する保健所に連絡をする。  
(山梨県及び甲府市は条例により、飼い主が保健所に届け出ることを義務付けています)

### 飼っている犬や猫の数が10頭を超えた!

山梨県及び甲府市では条例により、多頭飼育者が保健所に届け出ることを義務付けています。

飼っている犬や猫の総数が10頭以上になった場合は、多頭飼育者として、保健所への届出が必要です。



### 飼っている動物が亡くなってしまった!

民間の動物葬儀業者等に相談するか、お住まいの市町村に相談してください。(市町村により動物の死体に対する対応が異なります)

また、犬の場合は登録等を行っている市町村へ、飼っている動物にマイクロチップを入れている場合はその登録機関へ、亡くなった旨の届出をしてください。





## 動物愛護指導センターから 新しい家族を迎えてみませんか？



動物愛護指導センターでは、家庭で最期まで大切に飼っていただけの方へ、県内で収容された犬や猫を無償でお譲りしています。

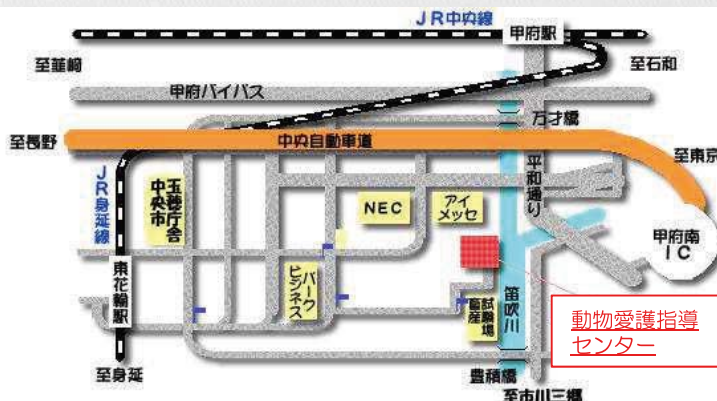
犬や猫の譲り受けを考えている方は、譲渡の条件をご確認いただき、動物愛護指導センターへ電話でお申し込みください。



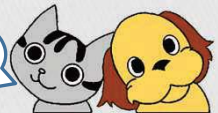
### <譲渡の条件>

1. 県内在住の20歳以上65歳以下の方  
(子犬や子猫希望の場合は原則59才以下の方)
2. 同居する家族全員の同意が得られている方  
(1人暮らし、60歳以上のみの世帯の場合は、後見人の同意が必要)
3. 動物を適正に飼育できる環境を用意でき、近隣に悪影響を及ぼすおそれがない方  
(賃貸の場合は、貸主の了承が必要)
4. センターが行う譲渡前講習会等を受講している方、受講予定の方
5. 譲り受け時の誓約に同意できる方
  - ①最後まで責任をもって飼養すること
  - ②(犬の場合)狂犬病予防法に基づく市町村への登録を行い、狂犬病注射を受けさせ、鑑札等を装着すること
  - ③(猫の場合)必ず屋内飼育とし、万が一に備えて所有者明示すること
  - ④不妊・去勢手術を必ず行うこと など
6. 動物の愛護と適正飼養の趣旨を理解し、センターが行う動物愛護事業に協力していただける方

※その他詳細や注意点については、センターにお問い合わせください。



お問い合わせ  
はこちら！



山梨県動物愛護指導センター  
山梨県中央市乙黒1083  
TEL: 055-273-5034



## 動物に関するお問い合わせ先



- ◆ 動物愛護指導センター  
中央市乙黒1083  
TEL 055-273-5034 FAX 055-273-5614
- ◆ 中北保健福祉事務所 衛生課  
韮崎市本町四丁目2-4  
TEL 0551-23-3071 FAX 0551-23-3075
- ◆ 峡東保健福祉事務所 衛生課  
山梨市下井尻126-1  
TEL 0553-20-2751 FAX 0553-20-2754
- ◆ 峡南保健福祉事務所 衛生課  
南巨摩郡富士川町鯉沢771-2  
TEL 0556-22-8151 FAX 0556-22-8159
- ◆ 富士・東部保健福祉事務所 衛生課  
富士吉田市上吉田一丁目2-5  
TEL 0555-24-9033 FAX 0555-24-9041
- ◆ 福祉保健部 衛生薬務課  
甲府市丸の内一丁目6-1  
TEL 055-223-1489 FAX 055-223-1492
- ◆ 甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
甲府市相生二丁目17-1  
TEL 055-237-2550 FAX 055-242-6178



※野生動物については林務環境事務所、産業動物（畜産業として飼育している動物）については家畜保健衛生所にお問い合わせください。

### ○ホームページ

山梨県：<https://www.pref.yamanashi.jp/kurashi/pet/index.html>

環境省：<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/index.html>

※その他、お住まいの市町村のホームページなども参考にしてください。



◎動物愛護普及啓発リーフレット  
編集・発行：山梨県福祉保健部衛生薬務課  
甲府市丸の内一丁目6-1  
令和2年3月発行

